

平成31年3月31日

周南市土砂等撤去補助金交付要綱を次のように定める。

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市土砂等撤去補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害により住宅等敷地へ土砂等が崩落又は堆積し、生活に支障を来たす場合において、自力で応急措置をとることが困難な者に対して土砂撤去を行う費用を助成することにより被災住民の負担を軽減し早期に安定した生活を可能とするため、予算の範囲内で周南市土砂等撤去補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第1項に定める暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害又は市長が特に認めるものをいう。
- (2) 住宅等敷地 市内に存する建物であつて、自然災害発生時において現に居住している者があるもの及びその敷地をいう。
- (3) 土砂等 自然災害により住宅等敷地へ崩落又は堆積した土砂、流竹木等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自然災害により土砂等が流入した住宅等敷地を所有し、又は管理する者で、工事請負業者へ発注し土砂等を撤去するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が工事請負業者に支払う費用のうち、住宅等敷

地から土砂等を撤去し、適正に処分するための費用（土砂等の処分費及び車両、重機等の賃借料を含む。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費から3万円を控除した額に2分の1を乗じた額とし、20万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、周南市土砂等撤去補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 土砂等撤去費用の内訳、数量等の詳細が記載された見積書等の写し
- （2） 被災状況見取図（別記様式第2号）
- （3） 土砂等の撤去前の状況が確認できる写真
- （4） その他市長が特に必要と認めた書類

2 前項の申請は、応急の土砂等撤去対策に着手する前に行うものとし、申請期限は、自然災害発生の日の翌日から3か月を経過した日とする。ただし、被害が甚大である等やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

3 補助金の交付申請は、1自然災害につき1回限りとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その適否について審査し、適当であると認めるときは、周南市土砂等撤去補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、適当でないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、周南市土砂等撤去補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に当たり、次の条件を付するものとする。

- （1） 補助対象経費に変更が生じたとき（軽微な変更を除く。）は、市長の承認を受けること。
- （2） 不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが判明したときは、交付決

定の全部又は一部を取り消すものとする。

(3) 土砂等の撤去が完了したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金額の変更)

第8条 申請者は、補助対象経費に変更が生じたときは、周南市土砂等撤去補助金変更申請書(別記様式第5号)に、変更後の土砂等の撤去費が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容を変更する必要があると認める場合は、周南市土砂等撤去補助金交付変更決定通知書(別記様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 申請者は、土砂等の撤去が完了したときは、周南市土砂等撤去完了報告書(別記様式第7号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 土砂等の撤去費の領収書の写し及び事業費明細内訳書

(2) 土砂等の撤去後の状況が確認できる写真

(3) 周南市土砂等撤去補助金交付請求書(別記様式第8号)

2 市長は、前項第3号の書類が提出されたときに補助金を交付する。ただし、実際に土砂等の撤去に要した費用を基に算定した補助金の額(以下「確定額」という。)が、交付決定額を下回った場合は、確定額を交付する。

(補助金の返還)

第10条 市長は、申請者が不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、申請者に対し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に発生した自然災害から適用する。